

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会有料広告掲載取扱基準

令和6年10月7日現在

(目的)

この取扱基準は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）の広告媒体に企業等の広告を掲載すること（以下「広告掲載」とする。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体・規格・掲載料等)

【広報紙広告】

	「社協すずか」	「こども社協すずか」
発行部数	約 76,700 部（令和6年8月）	約 17,000 部
発行回数	年 12 回 市報「広報すずか」20日号に折込み	年 4 回
色	一色刷り	カラー
配布先	市内全世帯・公共施設	市内全小学校・中学校・特別支援学校
広告枠数	2～4 枠 ※原則 1 企業（団体）1 枠とする	
広告規格	縦 40 mm×横 85 mm	
掲載位置	原則紙面下部	
広告掲載料金	一 般：1 か月 15,000 円 半 期 72,000 円 年 間 144,000 円 社協会員：1 か月 12,000 円 半 期 57,600 円 年 間 115,200 円	一 般：1 回 10,000 円 2 回 16,000 円 全 4 回 32,000 円 社協会員：1 回 8,000 円 2 回 12,800 円 全 4 回 25,600 円
広告原稿	原則広告主が作成し、完全データで入稿してください。 ※データは jpeg・png もしくは pdf に変換してください。 ※広告の作成も承りますが、作成に係る費用を広告主の負担とします。	

【ホームページバナー広告】

	本会ホームページ
広告規格	縦 112 ピクセル×横 172 ピクセル
掲載位置	トップページ下部
広告掲載料金	一 般：1 か月 5,000 円 / 半 期 24,000 円 / 年 間 48,000 円 社協会員：1 か月 4,000 円 / 半 期 19,200 円 / 年 間 38,400 円
広告原稿	広告主が作成し、完全データで入稿してください。 ※データは jpeg・png に変換してください。（pdf・gif も可） ※広告の作成も承りますが、作成に係る費用を広告主の負担とします。